

ふくしま県産材利用推進方針

平成23年7月12日制定

1 背景及び目的

(1) 背景

国の「森林・林業再生プラン」(平成21年12月25日公表)において、2020年までに木材自給率を50%以上とする目標が掲げられ、この目標を受け、平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行され「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(以下「国的基本方針」という。)が示された。

この促進法により、公共建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務として示されるとともに、国的基本方針に則した都道府県方針の策定について定められた。

また、本県においても、平成22年3月に策定された、「福島県農林水産業振興計画」に森林資源を余すところ無く利用することを目的とした「県産材フル活用」を重点戦略として位置づけ、建築物等への木材利用推進に向けて、素材の安定供給体制や木材加工流通施設の整備促進を進めている。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、公共施設をはじめ多くの建築物や産業に甚大な被害を与え、県民の安全、安心な生活を奪う事態を招いた。今後震災からの復興へ向けて、公共施設の復旧やエネルギー利用をはじめとして、人に優しく再生可能な資源である木材利用をより一層推進する必要がある。

(2) 目的

県内における公共建築物の整備等において、県産材の利用を推進するための基本的な事項等を定め、本県の森林林業の再生と低炭素社会の実現、さらには震災からの復興に資することを目的として促進法第8条に基づき本方針を定める。

2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「公共建築物」とは、県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。

(2) 「県産材」とは、県内の森林から生産された木材のことをいう。

- (3)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (4)「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (5)「グリーン購入」とは、製品やサービス購入の際に、環境への負荷等に配慮した調達を行うことをいう。

3 県産材の利用推進のための基本的事項

(1) 県産材の利用を推進すべき公共建築物

本方針において県産材の利用を推進すべき公共建築物は、県が整備する公共の用または公用に供する建築物をはじめとして、別表1に定めるものとする。

(2) 市町村等が整備する公共建築物における県産材利用の推進

県は、促進法第9条に基づく市町村内の公共建築物の整備における県産材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という）の策定の促進を図るとともに、国や地方公共団体以外の者が別表1に定める建築物を木造化もしくは木質化する場合において、県産材の利用が促進されるように努めるものとする。

なお、市町村方針の策定にあたっては、地域から産出される木材の積極的利用や各地域における木材の供給体制に配慮するものとする。

(3) 公共建築物等の整備のための県産材の安定供給の確保

県は、市町村、公共建築物等の整備に係わる民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等と連携を図り、公共建築物や民間建築物への木材利用の推進とそれに供する県産材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

(4) 実績の公表

県は、「ふくしま県産材利用推進計画」において別途定める目標の達成に向け、県及び市町村が整備する公共建築物の木造化・木質化の実績及び公共土木事業における県産材の利用実績について調査し、毎年1回定期的に公表する。

4 公共建築物における県産材利用の目標

(1) 公共建築物における県産材の使用

県が実施する公共建築物の木造化もしくは木質化に使用する木材は、別表2に挙げる理由による場合を除き、原則として県産材とする。

また、主要な構造材である柱、梁、桁、土台、母屋等へは、品質、性能の明確なＪＡＳ乾燥材製品の利用を推進する。

（2）公共建築物の木造化の推進

県が整備する公共建築物のうち、別表3に示す低層（高さ13m以下かつ軒高9m以下）の建築物においては、別表5に挙げるいずれかの理由に該当する場合を除き、原則として木造により整備するものとする。

また、県が整備する別表3に示す建築物に該当しない公共建築物においては、木造と非木造との混構造とすることを検討するなど、建築基準法その他法令に基づく基準やコスト面における課題を考慮し、可能な限り木材の利用に努めることとする。

（3）公共建築物の木質化の推進

県が整備する公共建築物において、建築基準法その他法令に基づく基準等によって木造化ができないと判断された場合であっても、別表4に示す建築箇所において、可能な限り木質化を図るものとする。

なお、木造化、木質化の実施の判断については、県が整備を行おうとする全ての公共建築物を対象に、所管する部局において、別紙「県が整備する公共建築物における木造化・木質化のフローチャート検討資料」に基づき、事前検討を実施することとする。

（4）備品等における木製品の利用

県が公共建築物に導入する備品、消耗品のうち、別表6に示すものについては、グリーン購入を基本に、木製品の導入に努めることとする。

（5）木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

県が整備する公共建築物における空調設備やボイラー等の設置に関しては、ペレット等木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めることとする。

5 県産材の安定供給体制の整備

（1）市町村との連携体制の強化

県は、市町村が整備する公共建築物への県産材利用を推進するため、公共建築物への県産材活用事例や県産材関連製品、木材供給者や木造建築に携わる建築士等に関する情報の収集提供に努め、市町村と積極的な連携を図るものとする。

（2）関係団体間の連携体制の強化

県は、公共建築物の整備に供する県産材の円滑な供給を図るため、木材等関係者の連携を促進し、県産材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

（3）木材製造高度化計画の認定

県は、木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、促進法第10条に規程する「木材製造高度化計画」の作成支援に努めるものとする。

（4）品質、性能が明確な県産材の供給体制の推進

県は品質や性能が明確な県産材の供給体制の整備に向け、乾燥材やJAS製材品の普及推進に努めるとともに、県産材を供給する事業者へ、JAS製材品の認定取得について、働きかけに努めるものとする。

6 公共建築物以外の建築物等における県産材の利用促進

（1）民間建築物への県産材の利用促進

県は、民間事業者による建築物の整備における、県産材利用への理解を得るよう努めるとともに、県産材活用事例や県産材関連製品の紹介及び木材供給者や木造建築に携わる建築士等に関する情報提供等を積極的に行うこととする。

また、別表1に定める建築物に限らず、民間住宅や民間事業所、展示・PR効果が高い商業施設等への県産材利用について、積極的に推進するものとする。

（2）公共土木事業等における県産材の利用

県が実施する公共土木事業においては、県産材を優先的に使用するものとする。

また、市町村が実施する公共土木事業への県産材の積極的利用を促進するとともに、建設業者に対する県産材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への県産材利用を進めることとする。

（3）木質バイオマスの利用促進

県は、民間事業者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギー利用施設の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

7 県民への普及啓発

県は、公共建築物をはじめとした県産材の積極的な利用を通じ、循環型社会の形成へ向けた森林づくりの必要性などについて県民の理解を得るように努めるとともに、県産材利用による製造エネルギーの低減や炭素固定による環境貢献度について、わかりやすい情報の発信に努め、低炭素社会の実現に向けた県民意識醸成を図っていくこととする。

8 推進の取り組み

取り組みにあたっては、「ふくしま県産材利用推進計画」を定め、関係部局との連携を図り総合的に推進する。

別表1 県産材の利用を推進すべき公共建築物

1	県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物
2	国又は地方公共団体以外の者が県内において整備する、以下の①～⑦に該当する、広く県民に利用される建築物 ① 学校 ② 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設 ③ 病院又は診療所 ④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設 ⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設 ⑥ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ⑦ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設等

別表2 県産材を使用できない理由

1	法令等の規定により、県産材の指定ができない場合
2	製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
3	製造技術的な理由により、県産材による供給が困難である場合

上記の理由に該当し、県産材を使用できない場合には、国産材の使用に努めるものとする。

別表3 木造化を推進する施設

建築物の用途		適用する建築物の規模		備考	
(共通事項)		低層の建築物であること(高さ13m以下かつ軒高9m以下) 延べ面積3,000m ² 以下であること			
庁舎・駐在所・事務所		3階建以下		延べ面積2,000m ² 以上は準耐火建築物	
学校		2階建以下		延べ面積2,000m ² 以上は準耐火建築物	
体育館		2階建以下		延べ面積2,000m ² 以上は準耐火建築物	
文化・スポーツ施設 (図書館・美術館等)		2階建以下		延べ面積2,000m ² 以上は準耐火建築物	
集会場		2階建以下で客席が200m ² 未満			
病院 診療所	入院 施設	有り	2階建以下	2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物	
		無し	2階建以下		
社会福祉施設		2階建以下		2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物	
県営住宅・職員公舎		3階建以下		2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物	
宿泊施設(研修宿泊施設等)		2階建以下		2階部分が300m ² 以上は準耐火建築物	
展示場・物品販売所・観光施設		2階建以下		2階部分が500m ² 以上は準耐火建築物	
試験研究機関		3階建以下			
倉庫		2階建以下		延べ面積1,500m ² 以上は準耐火建築物	
屋外附帯施設		四阿(あずまや)、ベンチ、案内板等			

別表4 木質化を推進する箇所

建築物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所	
	内装	外装
庁舎・駐在所・事務所等	①居室関係 ア 県民相談室 イ 休養室 ウ 会議室 エ 所長室 オ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる室等 ②通路関係 ア エントランスホール イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる通路等	外壁等 (腰壁等)
学校等	①居室関係 ア 教室 イ 応接室 ウ 教育相談室 エ 進路指導室 オ 校長室 カ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる室等 ②通路関係 ア 玄関 イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる通路等	同上
文化・スポーツ施設等	①居室関係 ア 展示室 イ アリーナ ウ 会議室 エ 館長室 オ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる室等 ②通路関係 ア エントランスホール イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる通路等	同上
社会福祉施設・病院等	①居室関係 ア 入居者室 イ 病室 ウ 相談室 エ 食堂 オ 集会室 カ 所長室(院長室) キ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる室等 ②通路関係 ア エントランスホール イ 廊下 ウ その他県民の目に触れる機会が多いと考えられる通路等	同上
県営住宅・職員公舎等	①主たる居室 ②玄関・廊下等	同上
上記以外の施設用途で 木質化することが好まし い施設	多くの県民が利用する居室、通路等	同上

別表5 木造化、木質化できない理由

1	建築基準法等の法令により、木材の使用ができない場合
2	建築物またはその各部位に要求される機能、性能、耐久、維持管理などの理由により、木材の利用が適当でないと認められる場合
3	その他相当な理由により木材の利用が適当でないと認められる場合

別表6 県が積極的に木製品の導入を図る備品等の種類

机	事務用、学校用、OA用、会議室用、待合室・ロビー用等
椅子	会議室用、待合室・ロビー用等
家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、ベンチ、ゴミ箱、傘立て、名札、演台ステージ等

(別紙)

県が整備する公共建築物における木造化・木質化のフローチャート 検討資料

【公共建築物の木造化】

※別紙フローチャートに基づき、判断理由を記入すること

No.	項目	判定 (YES/NO)	判断理由
1	重点的に木造化を推進する施設(別表3)の用途に該当するか?		
1-1	別表3に示す施設の用途以外で、木造化の検討が可能か?		
2	重点的に木造化を推進する施設(別表3)の規模に該当するか?		
2-1	施設のモデル性や県産材の利用促進等の観点から木造化を推進すべきか?		
2-2	建築工法上の工夫等により、関係法令による基準をクリアできるか?もしくは建築基準法に基づく国土交通大臣の認定を受けることが可能か?		
3	建築物またはその各部位に要求される機能、性能面において、木材を利用することができるか?		
3-1	施設周辺の交通量や隣接建物の用途等、立地条件と騒音・振動・防災・セキュリティー等の諸性能は確保できるか?		
3-2	将来において、増築等の可能性はないか?又、増築等の予定がある場合には法規制等を満足できる見込みがあるか?		
3-3	使用する木材の品質及び供給量の安定性は確保されているか?		
結果	木造建築物を採用 ・ 木造以外の構造		

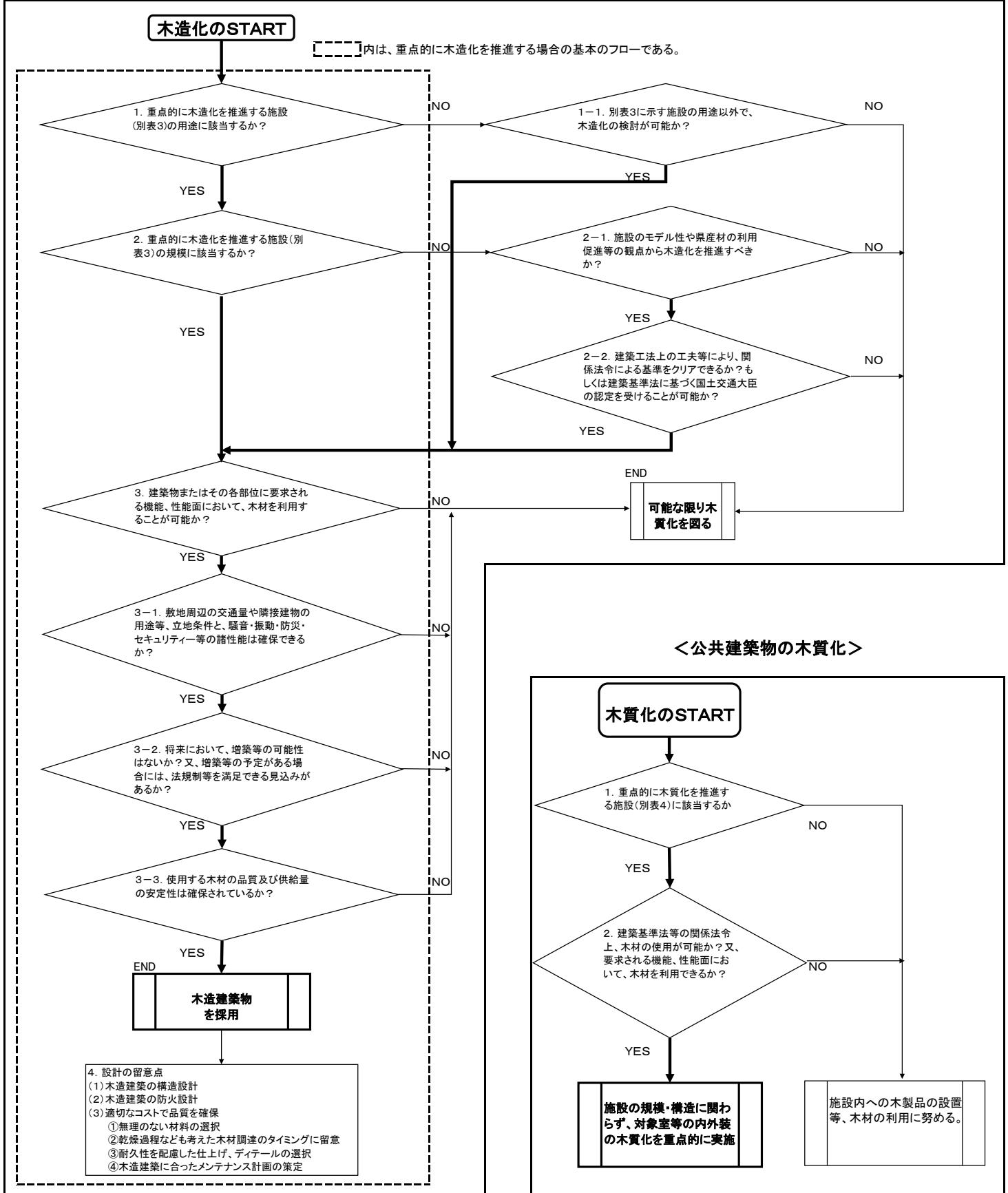
【公共建築物の木質化】

※木質化についての検討事項を記入して下さい。

No.	項目	判定 (YES/NO)	判断理由
1	重点的に木質化を推進する施設(別表4)に該当するか?		
2	建築基準法等の関係法令上、木材の使用が可能か?又、要求される機能、性能面において、木材を利用できるか?		
結果			

県が整備する公共建築物における木造化・木質化のフローチャート

＜公共建築物の木造化＞



＜公共建築物の木質化＞

